コスト増の事業者対象「千葉市中小企業者緊急特別支援金」
昨年9月～11月分も追加　申請締め切り迫る

市独自の「千葉市中小企業者緊急特別支援金」は、コロナ禍における急激な原油価格・物価高騰の影響を受けた事業者を支援する制度だ。

当初は令和4年4月～8月を対象期間としていたが、新たに9月～11月も追加され、申請締め切りが1月末と迫っている。

支援金額は昨年4月～8月分のコスト増に対しては増額に応じて5万円～15万円を給付し、昨年9月～11月分としては一律10万円、自然災害および感染症に対応したBCP（事業継続計画）の策定者には別途10万円を上乗せ給付する。

給付対象者は原油価格・物価高騰の影響により、令和4年4月から8月の原材料費等のコストが対前年比で10万円以上増加した中小企業者等。

または令和4年9月から11月における原材料費等のコストが対前年比で20万円以上増加した中小企業者等となっており、千葉市内に「本店」又は「主たる事業所」を有する中小事業者等。

法人は直近の確定申告書で納税地が千葉市であること。開業後間もない企業の場合は、対象月の開始月まで開業していること。また個人事業主も対象で、主たる事業所が千葉市である又は千葉市に住所を有すること。企業、個人事業主とも今後も千葉市内で事業継続の意思があること。

対象となる費用とは、原材料費の原料、材料、仕入物品、消耗品、荷造運賃、光熱費の電気、ガス、燃料費のガソリン、重油、軽油、灯油など。申請方法はオンラインまたは郵送。申請期間は令和5年1月31日（火）まで。

仕入れや光熱費の値上がりも対象とされているので、ガソリンを使わなくても対象となる事業者は少なくないだろう。様々な物が値上がりしている中、事業継続が難しくなるケースもあるなか、千葉市独自のこの支援策で少しでも経費をおさえたいところだ。まだ申請していない対象事業者はぜひ活用を。

問い合わせ先は千葉市中小企業者緊急特別支援金事務局へ。℡043・202・1821（平日8時30分～17時30分※十日・祝日除く）

行政書士による相談・遺言・成年後見相談　各日13：00～16：00

【問合せ】県行政書士会千葉支部・樋口　TEL. 080-1039-5550　FAX. 043-306-7233
※どの会場でも可。直接会場へ。電話相談不可。

1月10日（火）	若葉区役所
1月27日（金）	中央保健福祉センター
2月13日（月）	花見川保健福祉センター
2月24日（金）	緑保健福祉センター
3月13日（月）	稲毛区役所
3月24日（金）	美浜区役所

連載

櫻井俊雄物語
千葉の近現代史を創った男の話

武田　弥太郎

第31話「自転車ヘルメット着用しないと保険金減額」

今年4月から改正道路交通法が施行され自転車に乗る人の努力義務として、ヘルメットの着用が義務付けられた。自転車運転中の事故で亡くなった人の6割がヘルメットを着用していない状況の中で、死亡事故が増えている現状に対する法改正であることは確かだ。

しかし「努力義務」とは一体何だろう。俊雄は首をかしげる。女性からは「髪が乱れる」、「メイクがとれる」、多くの通勤者からは「駐輪場で預かってくれるのか」、「雨に濡れたヘルメットなんて」などの声が上がっており、「努力義務だから捕まっても罰金がないから誰もやらないよ」との声もあるからだ。半数の国民が対象だとしてもそれと同数のヘルメットが各地の自転車店、自動車用品店、量販店などに在庫として店頭に並ぶ状態が出来上がらないと、「罰則を伴う義務」に改正だと俊雄は受け止めている。

ただ、今回の改正で「努力義務」とされたのには理由がある。駐輪場で「ヘルメットの保管をどうするか」といった現実問題に対処するのに時間がかかるだけでなく、ほぼ全国民にいきわたるだけの数のヘルメットが流通していないという笑えない現実があ